

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象となります

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和2年中（令和2年1月1日から令和2年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和2年内に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

令和2年内に納付した国民年金保険料の 社会保険料控除を受けるために

年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

日本年金機構から下記のスケジュールで、申請に必要な書類「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に発送されます。

発送時期	対象者
令和2年 11月上旬	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和3年 2月上旬	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方

お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

なお、ご家族（配偶者やお子さん）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、そのご家族の保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万が一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」について

控除証明書の概要やよくあるご質問（Q & A）などは、日本年金機構のホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>（右記のQRコードからアクセスできます）に掲載しています。ぜひ、ご利用ください。



問合せ 国民健康保険課 内線 206

国民年金保険料の未納がある方に 免除・納付猶予申請書を送付しています

国民年金保険料の納付が経済的に困難などの場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保や万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

令和2年7月分の国民年金保険料が未納の方で、令和元年における本人・配偶者・世帯主の所得金額、扶養情報により全額免除または納付猶予に該当すると見込まれる方に対し、日本年金機構からはがき型の国民年金保険料免除・納付猶予申請書が送付されています。

申請方法

免除申請がお済みでない方で、今年度の免除を希望される方は、プライバシー保護シールを貼って郵送してください（切手不要）。



また、はがき型の申請書が届いていない方でも国民年金保険料免除・納付猶予申請及び学生納付特例申請を継続して受付けておりますので、ご希望の方は年金事務所、市役所または各支所へお越しください。

問合せ 国民健康保険課 内線 206

日立年金事務所 TEL 24-2194

空き店舗・空き家を活用した出店に対する補助

市では、まちなかなどに新規に開店する事業者の方に、工事費や備品購入費の一部を補助しています。

対象業

小売業、飲食業、理容業、美容業など

* フランチャイズ契約に基づく出店は除きます。

対象店舗 次の全てを満たす店舗

- 市内のJR各駅からおおむね半径1kmの範囲内にあること
- 1階部分を店舗として利用すること
- 3箇月以上営業していない空き店舗または入居者のいない空き家への入居であること
- 令和2年1月1日から令和2年12月31日までに開店すること

申請期限

12月28日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く)

* 申請方法など、詳細は問い合わせてください。

【空き店舗・空き家を活用したお店】



工事前



工事後

問合せ 商工振興課 内線487

バイク・軽自動車などの所有者が転出・死亡したとき 軽自動車税の手続きを忘れずに！



バイクや軽自動車、小型特殊自動車などの税金（軽自動車税種別割）は、4月1日現在車両を所有している方に課税されます。

軽自動車税種別割は、使用している本拠地で課税し、納めることになります。

所有者が日立市外に転出した場合や死亡した場合は、次のとおり手続きをしてください。

■ 所有者が市外に転出した場合

転出した日から30日以内に、廃車の手続きを行ってください。

■ 所有者が死亡した場合

所有者が死亡した日から15日以内に名義変更するか、今後使用しない車両であれば、所有者が死亡した日から30日以内に廃車の手続きを行ってください。

* 廃車や名義変更の届出がない場合は、所有者が日立市外に転出している場合であっても本人に課税され、所有者が死亡している場合であっても相続人に課税されます。

* 普通自動車の税金は、常陸太田県税事務所（TEL 80-3314）に問い合わせてください。

■ 車種別の届出先

標識	種類	必要書類など		窓口
日立市ナンバー	原動機付自転車 (125cc以下)	名義変更	標識交付証明書、身分証、新所有者・登録者のはんこ	市役所市民税課、市内各支所 * 平日のみ取り扱っています。
	小型特殊自動車	廃車	ナンバープレート、標識交付証明書、身分証、登録者のはんこ	
水戸ナンバー	軽自動車 (三輪と四輪のもの)	軽自動車検査協会茨城事務所 TEL 050-3816-3105 * 手続き方法（必要書類含む）は直接問い合わせてください。		関東運輸局茨城運輸支局 TEL 050-5540-2017 * 手続き方法（必要書類含む）は直接問い合わせてください。
	125ccを超えるバイク (軽二輪、小型二輪)			

問合せ 市民税課 内線238